

京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター教授会規程

(平成 24 年 4 月 1 日理事長決定)

(平成 27 年 3 月 31 日一部改正)

(平成 29 年 11 月 20 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都市立芸術大学学則第 47 条の規定に基づき、京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター（以下「伝音センター」という。）の教授会（以下「教授会」という。）に関する事項を定める。

(構成)

第 2 条 教授会は、日本伝統音楽研究センター所長（以下「伝音センター所長」という。）並びに伝音センターの教授、准教授及び専任講師をもって構成する。

(審議事項)

第 3 条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 伝音センターの教育研究についての教員の業績審査及び法人が自ら行う点検及び評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び伝音センター所長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画の策定に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 教育研究に関する予算の提案に関する事項
- (4) 大学、伝音センターその他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (5) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に関する重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項

- (6) 学長から伝音センター所長に付議された教員の人事に関する事項
- (7) 伝音センター所長及び伝音センターから選出する教育研究審議会委員等の候補者の選出に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項
(招集及び議長)

第4条 教授会は、伝音センター所長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 伝音センター所長は、教授会の構成員の半数以上の要求があるときは、速やかに教授会を招集しなければならない。
(会議)

第5条 教授会は、その構成員の過半数が出席しなければ会議を開き、又は議決することができない。

- 2 出張その他の事由により、引き続き6ヶ月以上教授会に出席できない者は、構成員の数に算入されない。
- 3 議事は、別に定める場合を除くほか、出席した教授会の構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 伝音センター所長に事故あるときは、あらかじめ伝音センター所長が指名した者が議長を代行する。

(委員会)

第6条 教授会は、その権限に属する事項を審議するために、必要に応じて委員会を設けることができる。

(議事録)

第7条 教授会の議事の要項は、議事録に記録する。

(審議資料の公開)

第8条 教授会及び委員会に係る審議資料、議決事項及び議事録については、原則として公開する。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究審議会の審議を経なければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事の手続及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月20日から施行する。